



発行 新潟県

第 22 号

令和5年3月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

10 新潟県港湾管理条例施行規則及び新潟県入港料条例施行規則の一部を改正する規則（港湾整備課）

告 示

- 301 自然公園法に係る佐渡弥彦米山国定公園事業の廃止（環境対策課）
- 302 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 303 換地処分（農地整備課）
- 304 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 305 都市計画事業の施行（都市整備課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

雑 報

県営住宅等の管理の特例に係る公告（建築住宅課）

規 則

新潟県港湾管理条例施行規則及び新潟県入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第10号

新潟県港湾管理条例施行規則及び新潟県入港料条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県港湾管理条例施行規則(昭和38年新潟県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(使用の許可申請)	(使用の許可申請)
第2条 (略)	第2条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第1項の規定にかかわらず、新潟港、直江津港、柏崎港及び姫川港に係る第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる施設について使用の許可を受けようとする者は、港湾法(昭和25年法律第218号) <u>第48条の4第1項第1号</u> に掲げる電子情報処理組織(以下「ナックス」という。)を利用して申請をすることができる。この場合において、当該申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。	4 第1項の規定にかかわらず、新潟港、直江津港、柏崎港及び姫川港に係る第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる施設について使用の許可を受けようとする者は、港湾法(昭和25年法律第218号) <u>第50条の2第1項第1号</u> に掲げる電子情報処理組織(以下「ナックス」という。)を利用して申請をすることができる。この場合において、当該申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。
5 (略)	5 (略)

(新潟県入港料条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県入港料条例施行規則(昭和52年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(入港料の減免申請)	(入港料の減免申請)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者は、港湾法(昭和25年法律第218号) <u>第48条の4第1項第1号</u> に掲げる電子情報処理組織を利用して申請をすることができる。この場合において、当該申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。	2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者は、港湾法(昭和25年法律第218号) <u>第50条の2第1項第1号</u> に掲げる電子情報処理組織を利用して申請をすることができる。この場合において、当該申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第301号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により決定した佐渡弥彦米山国定公園の公園事業(昭和52年3月新潟県告示第337号)を次のとおり廃止する。

令和5年3月22日

新潟県知事 花角 英世

廃止する事業の名称

県道浦浜巻線道路(車道)事業

◎新潟県告示第302号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和5年3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
上越市柿崎区東横山字石山田1725番1	田	76
上越市柿崎区東横山字馬走場1753番2	田	948
上越市柿崎区東横山字大林1756番1	田	173
上越市柿崎区東横山字大林1757番2	田	39

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年7月	5年	3,080 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和5年4月5日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第303号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、佐渡市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備「生産基盤型」)事業川茂地区(川茂換地区)に係る換地処分をした。

令和5年3月22日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第304号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和5年3月23日から同年4月19日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月22日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	潟(第1)	換地計画書の写し	長岡市役所及び燕市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和5年3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 上越都市計画道路事業

(2) 名称 3・2・13号黒井藤野新田線

2 施行者の名称

新潟県

3 事業施行期間

平成17年12月14日から令和6年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月22日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立中央病院

新潟県上越市新南町205番地

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

- 5 落札決定日
令和5年2月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
新潟メスキュード株式会社
新潟市西区寺尾東1丁目19番19号
- 7 落札価格
139,404,000円
- 8 入札公告日
令和5年1月17日
- 9 落札方式
最低価格

雑報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月22日

新潟県住宅供給公社理事長 池田紀夫

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称
新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで